

介護予防特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

入居契約書

個人情報に関する同意書

重度化した場合及び看取り介護指針

九州メディカル・サービス 株式会社

介護付有料老人ホーム 百楽仙

令和6年11月改定

重要事項説明書

記入年月日	2024年11月1日
記入者名	稗田 光典
所属・職名	施設長
取込種別	1 追加
被災確認事業所番号	4100092000008

1 事業主体概要

種類	2 法人							
	※法人の場合、その種類			5 営利法人				
名称	(ふりがな) きゅうしゅうめでいかる・さーびす かぶしきがいしゃ							
	九州メディカル・サービス株式会社							
法人番号	法人番号有無			1 有				
	法人番号			9300001008689				
主たる事務所の所在地	〒 841 — 0061							
	佐賀県鳥栖市轟木町 1580 番地							
連絡先	電話番号			0942	—	82	—	4579
	FAX 番号			0942	—	82	—	4600
	メールアドレス			@				
	ホームページ有無			1 有				
	ホームページアドレス			http://		www.jintokukai.jp		
代表者	氏名			今村 洋子				
	職名			代表取締役				
設立年月日	1979	年	6	月	1	日		
主な実施事業	※別添 1 (別に実施する介護サービス一覧表)							

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) かいごつきゆうりょうろうじんほ一む ひゃくらくせん						
	介護付有料老人ホーム 百楽仙						
所在地	〒	841	－	0056			
	佐賀県鳥栖市蔵上 4 丁目 292 番地						
所在地（建物名等）							
市区町村コード	都道府県		佐賀県		市区町村		412031 鳥栖市
主な利用交通手段	最寄駅			JR 新鳥栖			駅
	交通手段と所要時間			①徒歩 15 分 ②車 5 分			
連絡先	電話番号			0942	－	87	－ 5557
	FAX 番号			0942	－	85	－ 1207
	メールアドレス			hyakurakusen @ gmail.com			
	ホームページ有無			1 有			
	ホームページアドレス			http://		www.jintokukai.jp	
管理者	氏名			稗田 光典			
	職名			施設長			
建物の竣工日				2006	年	2	月 28 日
有料老人ホーム事業の開始日				2006	年	3	月 1 日

(類型) 【表示事項】

類型	1 介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)					
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号	4170300513				
	指定した自治体名	佐賀県				
	事業所の指定日	2006	年	3	月	1 日
	指定の更新日 (直近)	2024	年	3	月	1 日

3 建物概要

土地	敷地面積	2168.65				m ²	
	所有関係	2 事業者が賃借する土地					
		2 事業者が賃借する土地の場合					
		賃貸の種別					
		抵当権の有無	2 なし				
		契約期間	1 あり				
			開始				
			2005	年	10	月	1 日
			終了				
	2035	年	9	月	30 日		
契約の自動更新	2 なし						
建物	延床面積	全体				1732.56	m ²
		うち、老人ホーム部分				1732.56	m ²
	耐火構造	2 準耐火建築物					
		3 その他の場合					
	構造	2 鉄骨造					
		4 その他の場合					
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物					
		2 事業者が賃借する建物の場合					
		賃貸の種別					
		抵当権の有無					
		契約期間					
			開始				
				年		月	日
			終了				
		年		月	日		
	契約の自動更新						
居室の状況	居室区分 【表示事項】	1 全室個室(縁故者個室含む)					
		2 相部屋ありの場合					
		最少				人部屋	
		最大				人部屋	
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分	
	タイプ1	1 有	2 無	18 m ²	44	3 介護居室個室	
	タイプ2			m ²			
	タイプ3			m ²			
	タイプ4			m ²			
	タイプ5			m ²			

共用施設	共用便所における 便房	2	ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0	ヶ所
				うち車椅子等の対応が可能な便房	2	ヶ所
	共用浴室	2	ヶ所	個室	1	ヶ所
				大浴場	1	ヶ所
	共用浴室における 介護浴槽	1	ヶ所	チェアー浴	1	ヶ所
				リフト浴	0	ヶ所
				ストレッチャー浴	0	ヶ所
				その他	0	ヶ所
	食堂	1	あり			
入居者や家族が利用 できる調理設備	1	あり				
エレベーター	2	あり(ストレッチャー対応)				
消防用施設等	消火器	1	あり			
	自動火災報知設備	1	あり			
	火災通報設備	1	あり			
	スプリンクラー	1	あり			
	防火管理者	1	あり			
	防災計画	1	あり			
緊急通報装置 等	居室	3	なし			
	便所	3	なし			
	浴室	3	なし			
	その他	1階スタッフルームに設置				
その他						

4 サービスの内容 (全体の方針)

運営に関する方針	特定施設サービス計画に基づき、食事・入浴・排泄等の介護その他の日常生活上での世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう援助を行うものとする。又、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
サービスの提供内容に関する特色	協力医療機関との24時間サポート体制にあり、持病を持っている方等も安心出来る看護体制を取っている。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施
食事の提供	1 自ら実施

洗濯・掃除等の家事の供与	1 自ら実施
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

(介護サービスの内容)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算(Ⅰ)		2 なし
	入居継続支援加算(Ⅱ)		2 なし
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)		2 なし
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)		1 あり
	個別機能訓練加算(Ⅰ)		2 なし
	個別機能訓練加算(Ⅱ)		2 なし
	ADL維持等加算(Ⅰ)		2 なし
	ADL維持等加算(Ⅱ)		2 なし
	夜間看護体制加算		2 なし
	若年性認知症入居者受入加算		1 あり
	医療機関連携加算		1 あり
	口腔衛生管理体制加算		2 なし
	口腔・栄養スクリーニング加算		2 なし
	科学的介護推進体制加算		1 あり
	退院・退所時連携加算		1 あり
	看取り介護加算(Ⅰ)		1 あり
	看取り介護加算(Ⅱ)		2 なし
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	2 なし
		(Ⅱ)	2 なし
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり
		(Ⅲ)	2 なし
	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	1 あり
		(Ⅱ)	2 なし
		(Ⅲ)	2 なし
		(Ⅳ)	2 なし
		(Ⅴ)	2 なし
	介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	2 なし
		(Ⅱ)	2 なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	2 なし		
	1 ありの場合		
	(介護・看護職員の配置率)		:1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	☐	救急車の手配
	☐	入退院の付き添い
	☐	通院介助
		その他
協力医療機関	名称	医療法人仁徳会 今村病院
	住所	佐賀県鳥栖市本通町 1 丁目 855 番地 10
	診療科目	内科・外科・循環器内科等
	協力科目	
	協力内容	緊急時の受診及び入院について 24 時間 365 日体制で受入れを行う。他医療機関を主治医としている場合は、その医師と連携をとる。定期的な健康相談を行う。診療内容について入居者様またはそのご家族様に説明を行う。施設の後方支援を行う。
協力歯科医療機関	名称	元町歯科診療所
	住所	佐賀県鳥栖市元町 1300-1
	協力内容	定期的な健康相談。診療内容について入居者様またはそのご家族様に説明を行う。施設の後方支援。

(入居後に居室を住み替える場合)

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		一時介護室へ移る場合
		介護居室へ移る場合
	☐	その他
判断基準の内容	介入頻度が多くなった場合の変更を求める場合があります。又は希望により空室への変更も可能です。	
手続きの内容	本人・身元引受人との十分な協議により同意を得る	
追加的費用の有無	2 なし	
居室利用権の取扱い	住み替え後の居室に移行	
前払金償却の調整の有無	2 なし	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	2 なし
	便所の変更	2 なし
	浴室の変更	2 なし
	洗面所の変更	2 なし
	台所の変更	2 なし
	その他の変更	1 ありの場合
		(変更内容)

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2	なし
	要支援の者	1	あり
	要介護の者	1	あり
留意事項	要支援 1、2 または要介護 1～5 の介護認定を受けられた方。施設での共同生活が可能な方。その他の療養管理については要相談。		
契約の解除の内容	①介護認定更新審査後、要介護(支援)認定を受けられなかった時 ②入居者、又は事業者から解約した時 ③長期入院となり、身元引受人との協議により退去を望まれた時 ④入居者が死亡した時		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	① 入居者が正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 2 ヶ月以上滞納した時 ② 入居者が、法令又は本契約のサービス提供を阻害する行為を行い、乙の再三の申し入れにも関わらず、改善の見込みがなく、サービスの提供が困難になった時 ③ 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れがある時 ④ 入院・外泊が連続して 1 ヶ月を超え、更に復帰の目途が立たない時 ⑤ 不正な手段によって入居した時 ⑥ 提出書類等で虚偽の申告があった時	
	解約予告期間	1	ヶ月
入居者からの解約予告期間	1		ヶ月
体験入居の内容	2	なし	
	1	ありの場合	
	(内容)		
入居定員	44		人
その他			

5 職員体制（職種別の職員数）

※有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	1
生活相談員	2	2	0	1
直接処遇職員	15	13	2	13.5
介護職員	12	11	1	11.2
看護職員	3	2	1	2.3
機能訓練指導員	1	0	1	0.8
計画作成担当者	2	2	0	1

栄養士	0	0	0	0
調理員	0	0	0	0
事務員	1	1	0	1
その他職員	0	0	0	0
1 週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数※ 2				37.5 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。				

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	10	9	1
実務者研修の修了者	4	4	0
初任者研修の修了者	1	1	0
介護支援専門員	3	3	0

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	1	0	1
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(21 時 0 分 ～ 7 時 0 分)			
	平均人数		最小時人数(休憩者等を除く)	
看護職員	1	人	0	人
介護職員	1	人	1	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	d 3:1 以上		
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	3		:1
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択				

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン 1		プラン 2	
入居者の状況	要介護度		要介護 1 （1 割負担）		要介護 1 （2 割負担）	
	年齢		75	歳	75	歳
居室の状況	床面積		18	m ²	18	m ²
	便所		1	有	1	有
	浴室		2	無	2	無
	台所		2	無	2	無
入居時点で必要な費用	前払金		0	円	0	円
	敷金		108,000	円	108,000	円
月額費用の合計			141,967	円	161,634	円
家賃			54,000	円	54,000	円
サービス費用	特定施設入居者生活介護※ 1 の費用		19,667	円	39,334	円
	介護保険外※ 2	食費	46,800	円	46,800	円
		管理費	21,500	円	21,500	円
		介護費用	0	円	0	円
		光熱水費	実費	円	実費	円
		その他	オムツ・消耗品等実費	円	オムツ・消耗品等実費	円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

(利用料金の算定根拠)

費用	算定根拠
家賃	建設経費・土地賃貸借に係る経費・設備の内容・窓の向き・及び地域の実情等を考慮し設定。
敷金	家賃の 2 ヶ月分
介護費用	なし ※介護保険サービスの自己負担金額は含まない。
管理費	事務・管理部門の人件費、共用施設の維持管理費、水道料、車両管理費、保険料。
食費	厨房維持費、及び1日3食を提供するための費用。
光熱水費	実費
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	実費

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費用	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	指定(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス等に要する費用の額は介護給付費単位表により算定するものとする。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚	なし

い場合の介護サービス（上乗せサービス）

※介護予防・地域密着型の場合を含む。

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

（入居者の人数）

性別	男性	9	人
	女性	34	人
年齢別	65 歳未満	0	人
	65 歳以上 75 歳未満	2	人
	75 歳以上 85 歳未満	8	人
	85 歳以上	33	人
要介護度別	自立	0	人
	要支援 1	2	人
	要支援 2	2	人
	要介護 1	17	人
	要介護 2	9	人
	要介護 3	8	人
	要介護 4	2	人
	要介護 5	3	人
入居期間別	6 ヶ月未満	6	人
	6 ヶ月以上 1 年未満	5	人
	1 年以上 5 年未満	22	人
	5 年以上 10 年未満	8	人
	10 年以上 15 年未満	0	人
	15 年以上	2	人

（入居者の属性）

平均年齢	86.86	歳
入居者数の合計	43	人
入居率※	97.7	%

※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

（前年度における退去者の状況）

退去先別の人数	自宅等	1	人
	社会福祉施設	0	人
	医療機関	6	人
	死亡者	2	人
	その他	3	人
生前解約の状況	施設側の申し出	0	人
		(解約事由の例)	

	入居者側の申し出	10	人
		(解約事由の例)	
		・医療機関への入院　・介護施設等への転居	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対する窓口等の状況)

窓口 1

窓口の名称		佐賀県国民健康保険団体連合会									
電話番号		0952		-		26		-		4302	
対応している時間	平日	8	時	30	分	～	17	時	0	分	
	土曜		時		分	～		時		分	
	日曜・祝日		時		分	～		時		分	
定休日		土日祝									

窓口 2

窓口の名称		鳥栖地区広域市町村圏組合									
電話番号		0942		-		81		-		3315	
対応している時間	平日	8	時	30	分	～	17	時	0	分	
	土曜		時		分	～		時		分	
	日曜・祝日		時		分	～		時		分	
定休日		土日祝									

窓口 3

窓口の名称		介護付有料老人ホーム百楽仙 相談室									
電話番号		0942		-		87		-		5557	
対応している時間	平日	8	時	30	分	～	17	時	0	分	
	土曜	8	時	30	分	～	12	時	30	分	
	日曜・祝日		時		分	～		時		分	
定休日		日祝									

窓口 4

窓口の名称		長寿社会課									
電話番号		0952		-		25		-		7054	
対応している時間	平日		時		分	～		時		分	
	土曜		時		分	～		時		分	
	日曜・祝日		時		分	～		時		分	
定休日		土日祝									

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	
	1 ありの場合	
	その内容	(その内容)本契約に基づくサービスの提供にあたって、故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に障害を及ぼした場

			合には、その損害を賠償します。
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した時の対応	1	あり	
	1	ありの場合	
		その内容	(その内容)上記で対応出来ない治療費及びお見舞い費。
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1	あり	
	1	ありの場合	
		実施日	随時
		結果の開示	2 なし
第三者による評価の実施状況	2	なし	
	1	ありの場合	
		実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	2	入居希望者に交付	
管理規程	2	入居希望者に交付	
事業収支計画書	3	公表していない	
財務諸表の要旨	3	公表していない	
財務諸表の原本	3	公表していない	

10 その他

運営懇談会	1	あり	
	1	ありの場合	
		(開催頻度)年	1 回
	2	なしの場合	
		1 代替措置ありの場合	(内容)
提携ホームへの移行 【表示事項】	2	なし	
	1	ありの場合	
		提携ホーム名	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法 29 条第 1 項に規定する届出	1	あり	
高齢者の居住の安定確保に	2	なし	

関する法律第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録					
有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項	2 なし				
	1 ありの場合				
	<table><tr><td>合致しない事項がある場合の内容</td><td></td></tr><tr><td>「6.既存建築等の活用の場合等の特例」への適合性</td><td></td></tr></table>	合致しない事項がある場合の内容		「6.既存建築等の活用の場合等の特例」への適合性	
	合致しない事項がある場合の内容				
「6.既存建築等の活用の場合等の特例」への適合性					
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	なし				
<table><tr><td>不適合事項がある場合の内容</td><td></td></tr></table>	不適合事項がある場合の内容				
不適合事項がある場合の内容					

添付書類：別添 1（別に実施する介護サービス一覧表）
 別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核都市で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
<居宅サービス>					
訪問介護	1 有	ヘルパーステーション元気	鳥栖市轟木町1473		
訪問入浴介護	2 無				
訪問看護	2 無				
訪問リハビリテーション	2 無				
居宅療養管理指導	2 無				
通所介護	1 有	デイサービスセンター元気	鳥栖市轟木町1473		
通所リハビリテーション	2 無				
短期入所生活介護	2 無				
短期入所療養介護	2 無				
特定施設入居者生活介護	1 有	介護付有料老人ホーム百楽仙別館	鳥栖市蔵上4丁目293番地		○
福祉用具貸与	2 無				
特定福祉用具販売	2 無				
<地域密着型サービス>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 無				
夜間対応型訪問介護	2 無				
地域密着型通所介護	2 無				
認知症対応型通所介護	2 無				
小規模多機能型居宅介護	2 無				
認知症対応型共同生活介護	1 有	①グループホーム安心とどろき ②グループホーム安心なかばる ③グループホーム安心しらかべ ④グループホーム安心いちたけ ⑤グループホーム安心とどろきⅡ	①鳥栖市轟木町1473-3 ②三養基郡みやき町 原古賀190-3 ③三養基郡みやき町 白壁244-1 ④三養基郡みやき町 市武1234 ⑤鳥栖市轟木町1474-2		
地域密着型特定施設入居者生活介護	2 無				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 無				
看護小規模多機能型居宅介護	2 無				
居宅介護支援	2 無				
<居宅介護予防サービス>					
介護予防訪問入浴介護	2 無				
介護予防訪問看護	2 無				
介護予防訪問リハビリテーション	2 無				
介護予防居宅療養管理指導	2 無				

介護予防通所リハビリテーション	2	無				
介護予防短期入所生活介護	2	無				
介護予防短期入所療養介護	2	無				
介護予防特定施設入居者生活介護	1	有	介護付有料老人ホーム百楽仙別館	鳥栖市蔵上4丁目293番地		○
介護予防福祉用具貸与	2	無				
特定介護予防福祉用具販売	2	無				
＜地域密着型介護予防サービス＞						
介護予防認知症対応型通所介護	2	無				
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	無				
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	有	①グループホーム安心とどろき ②グループホーム安心なかばる ③グループホーム安心しらかべ ④グループホーム安心いちたけ ⑤グループホーム安心とどろきⅡ	①鳥栖市轟木町1473-3 ②三養基郡みやき町原古賀190-3 ③三養基郡みやき町白壁244-1 ④三養基郡みやき町市武1234 ⑤鳥栖市轟木町1474-2		
介護予防支援	2	無				
＜介護保険施設＞						
介護老人福祉施設	2	無				
介護老人保健施設	2	無				
介護療養型医療施設	2	無				
介護医療院	2	無				
＜介護予防・日常生活支援総合事業＞						
訪問型サービス	2	無				
通所型サービス	2	無				
その他の生活支援サービス	2	無				

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						1 あり
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料で、実施するサービス(利用者が全額負担)				備 考
			包含※2	都度※2	料金※3	
介護サービス						
食事介助	1 あり	2 なし				
排せつ介助・おむつ交換	1 あり	2 なし				
おむつ代		1 あり		○	実費	袋単位で納品。実費請求。
入浴（一般浴）介助・清拭	1 あり	2 なし				
特浴介助	1 あり	2 なし				
身辺介助（移動・着替え等）	1 あり	2 なし				
機能訓練	1 あり	2 なし				
通院介助	2 なし	1 あり		○	1,000 円 /1 時間	協力医療機関以外は 15 分以上を 1 時間として請求。付き添い可能エリア：ホームより半径 10km 以内。
生活サービス						
居室清掃	1 あり	2 なし				
リネン交換	1 あり	2 なし				
日常の洗濯	2 なし	1 あり		○	5,000 円 /月	希望者のみ。
居室配膳・下膳	1 あり	2 なし				
入居者の嗜好に応じた特別な食事		2 なし				
おやつ		1 あり	○			週 3 回あり。食費に含まれる。
理美容師による理美容サービス		1 あり		○	実費	外部からの訪問理美容。実費。
買い物代行	2 なし	1 あり		○	1,000 円 /1 時間	
役所手続き代行	2 なし	2 なし				
金銭・貯金管理		2 なし				
健康管理サービス						
定期健康診断		1 あり		○	実費	主治医の指示のもと実施。自己負担。
健康相談	1 あり	2 なし				
生活指導・栄養指導	1 あり	2 なし				
服薬支援	1 あり	2 なし				
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	1 あり	2 なし				
入退院時・入院中のサービス						
入退院時の同行	1 あり	2 なし				
入院中の洗濯物交換・買い物	2 なし	2 なし				
入院中に見舞い訪問	2 なし	2 なし				

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割・2割・3割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときは各種サービスの費用が、月額サービスの費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

入 居 契 約 書

（以下「甲」という。）と、事業者：九州メディカル・サービス株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が運営する介護付有料老人ホーム：百楽仙（以下「本施設」という）の介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第 1 条（目的）

- 1 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、本施設において、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスを提供します。
- 2 乙は、介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービス提供にあたっては、甲の要支援・要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第 2 条（契約期間）

- 1 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から、甲の要介護（支援）認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の 30 日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

第 3 条（管理運営規定の概要）

乙の管理運営規程の概要（運営に関する方針、職員の体制、介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスの内容等）従業員の勤務の体制等は、別紙（重要事項説明書）に記載した通りです。

第 4 条（特定施設サービス計画の作成・変更）

- 1 乙は、本施設の計画作成担当者に、甲のための特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ、本条項に定める職務に誠意を持って遂行するよう指導します。
- 2 計画作成担当者は、甲の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、甲が人間的で自立した日常生活を営む事が出来るよう、本施設の他の従業者と協議の上、特定施設サービス計画案を作成し、それを甲又は身元引受人に説明し、書面にてその同意を得るものとします。
- 3 特定施設サービス計画には、本施設で提供するサービスの目標、その達成時期、介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第 1 条に規定する介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスの目的に従い、特定施設サービス計画の変更を行います。

①甲の心身状況等の変化により、当該特定施設サービス計画を変更する必要がある場合

②甲が特定施設サービスの計画の変更を希望する場合

- 5 乙は、前項に定める特定施設サービス計画の変更を行う際には、甲又は身元引受人に対し説明を行い、書面にてその同意を得るものとします。

第5条（介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスの内容と提供）

- 1 乙は、前条により作成された特定施設サービス計画に基づき、甲に対し介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙（重要事項説明書・サービス一覧）に記載したとおりです。
- 2 乙は、甲に対し、前条により甲の為の介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設サービス計画が作成される迄の間は、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう配慮し、適切な介護サービスを提供します。
- 3 乙は、甲の介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
- 4 甲又は身元引受人は、必要がある場合には、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求める事が出来ます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行う事とします。

第6条（介護内容）

本施設の介護内容は、別紙（重要事項説明書）のとおりとします。

第7条（身体的拘束その他の行動制限）

- 1 乙は、甲又は他入居者の生命又は身体を保護する為に、必要且つ合理的な隔離、身体的拘束、薬剤投与を行う場合があります。この場合、原則として国の定めるガイドラインに沿って、主治医との連携のもとに行います。また、身元引受人へ同意をとる場合もあります。
- 2 乙は、下記の状況の場合は、甲の居室への立ち入りを行うものとします。
 - ①サービス全般（オムツ交換、シーツ交換、配食、身体介護、清掃、巡回等）
 - ②ナースコールへの対応
 - ③緊急事態時の対応
 - ④修理・修繕
 - ⑤物品の受け渡し

第8条（介護の場所）

- 1 乙は、甲のより適切な介護のためには、居室以外のスペースにおいて甲を介護する場合があります。
- 2 前項の必要性の判断は、甲の主治医もしくは関連医療機関医師の意見を聴いて行います。尚、緊急の場合で医師の意見を事前に求める事が出来なかった時は、事後速やかに医師の意見を聴き、適切な措置をとります。
- 3 乙は、第1項の判断に際し、甲又は身元引受人の意見を聴くこととします。

第9条（費用）

- 1 乙が、提供する介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙（重要事項説明書）に記載した通りです。
- 2 甲は、サービスの対価として前項の費用の額をもとに、月ごとに算定された利用負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する施設サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し書面にて甲の同意を得ます。
- 4 乙は、施設サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は1ヶ月前迄に甲に対し文書により通知し変更の申出を行います。
- 5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合、原則として運営懇談会にて甲及び身元引受人と第三者（民生委員等）への説明をして合意を求めます。
- 6 乙は、厚生労働省による介護報酬の改定により施設利用料の変更等が生じた場合甲より、改定した契約書及び重要事項説明書に署名、押印を受けます。

第10条（利用料の支払及び精算等）

- 1 甲は、料金の支払いに関して月ごとに発行する請求書に基づき、指定の銀行口座より引落しするものとします。20日までに前月分の請求書を発行します。その請求額は、その月の26日（店休日の場合は翌営業日）に引落としとなり引落し確認の上、領収書を発行します。
- 2 甲が月途中に入居する場合、月額利用料のうち入居日数相当分をお支払い頂きます。
- 3 甲が月の途中で退居する場合、月額利用料のうち食費については退居翌日から該当月末日迄の請求はしません。但し、家賃及び管理費については月全額を請求致します。
- 4 乙は、利用料等の支払を受けた時、甲又は身元引受人に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- 5 介護予防特定施設入居者生活介護及び 特定施設入居者生活介護の提供に際し、あらかじめ甲又は身元引受人に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書にて説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けます。
- 6 乙が、介護サービスに該当しない介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、内容、費用の額、その他必要とされる事項を記載した請求書及び明細を甲又は身元引受人に対して交付します。
- 7 外泊、入院等で甲が不在の場合、不在日の食費（1日1,560円）は請求しません。（朝・昼・夕のいずれかを摂取すれば請求致します）

第11条（協力義務）

甲は、乙が甲の為の介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

第12条（苦情対応）

- 1 乙は、苦情を受け付ける手続きを管理運営規程又は苦情解決概要 別紙（重要事項説明書）で定めると共に、苦情対応の責任者（施設管理者）はその連絡先を明らかにし、乙が提供した介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスについて甲又は身元引受人から苦情の申し立てがある場合は、迅速且つ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲又は身元引受人が苦情申し立て等を行った事を理由として、甲に対し不利益な取り扱いをする事は出来ません。

第13条（緊急時の対応）

乙は、介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護サービスの提供時に、甲の容態が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに甲の主治医又は本施設の協力医療機関及びご家族に連絡を取り、受診等の適切な措置を講じます。

第14条（非常災害対策）

- 1 非常災害が発生した場合、乙は甲の避難等適切な措置を講じます。又、乙は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- 2 乙は災害時に備え、年2回以上の避難・救出訓練及び通報訓練・消火訓練を地域の消防署と連携し、企画・実施します。

第15条（守秘義務）

- 1 乙及びその従業員は、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその家族、身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関及び下記の目的に限り、甲及びその家族、又は身元引受人に関する情報を提供する場合があります。乙はあらかじめ甲又は身元引受人に使用目的等を説明し、書面により同意を得ます。

- (1) 施設が入居者様に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービスの利用にかかる施設運営業務のうち「利用開始・終了」「会計・経理」「事故等の報告」「入居者様の介護・医療サービスの向上」に関わること。
- (4) 施設が入居者様に提供するサービスのうち「サービス担当者会議、照会への回答」「その他業務委託」「診察等にあたり、医師の意見・助言を求める場合」「家族・身元引受人等への心身の状況説明」に関わること。
- (5) 介護保険事務のうち「審査支払い機関へのレセプトの提出」「審査支払い機関又は、保険者からの照会の回答」に関わること。
- (6) 損害賠償に関わる保険会社等への相談又は届出。
- (7) 「介護サービス業務の維持・改善のための基礎資料」「施設等で行われる学生等への実習への協力」「施設において行われる事例検討」に関わること。

第16条（甲の解除権）

- 1 甲及び身元引受人は、30日間以上の予告期間をもってこの契約を解除することが出来ます。
- 2 甲が、乙に対し届出をしないまま退去した場合には、甲が退去した日から30日間の経過をもって本契約は解除されたものとします。

第17条（乙の解除権）

- 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、この契約を解除する事が出来ます。
但し、本契約の解除に際しては甲の事情を十分に斟酌し、身元引受人も含めた協議の上決定するものとします。
- (1) 甲が、正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納した時。
 - (2) 甲が、法令又は本契約のサービス提供を阻害する行為を行い、乙の再三の申し入れにもかかわらず、改善の見込みがなく、サービスの提供が困難になった時。
 - (3) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れがある時。
 - (4) 甲の入院・外泊が連続して1ヶ月を越え、更に復帰の目途が立たない時。
 - (5) 不正な手段によって入居した時。
 - (6) 提出書類等で虚偽の申告があった時。

第18条（契約の終了）

- 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- (1) 甲が、認定更新審査後、要介護（支援）認定を受けられなかった時。
 - (2) 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の30日前迄に、甲から更新拒絶の申し出があり、且つ契約期間が満了した時。
 - (3) 第16条に基づき、甲が契約を解除した時。
 - (4) 第17条に基づき、乙が契約を解除した時。
 - (5) 甲が、長期入院となり、甲及び身元引受人との十分な協議により退去を望まれた時。
 - (6) 甲及び身元引受人と乙との間で、施設入居・利用契約が終了した時。
 - (7) 甲が、死亡した時。

第19条（居室の移動）

居室については、甲の身体状況や乙の都合上、甲及び身元引受人との十分な協議により、居室の移動及び居室料の変更をご相談する場合があります。

第20条（明け渡し）

- 1 本契約が第18条に定める事由により終了した時は、甲又は身元引受人は、退去後14日以内にその所有物を引き取り、居室を乙に明け渡します。
尚、その際には次の各号に従うものとします。
 - （1）明け渡しの期日が過ぎててもなお残置された所有物については、甲はその所有権を放棄したものとみなし、甲に連絡の上、乙において自由に処分することが出来ます。
 - （2）甲は、何等の名目をもってするを問わず、手数料、立退料、移転料等一切の金品を乙に請求出来ません。
 - （3）甲は、当施設及びその設備備品等について、甲の責に基づき汚損、破壊、もしくは滅失した時は、これによって乙がこうむった損害を賠償しなければなりません。
（修繕については、その実費相当額、物品については退居時の時価に基づく）

第21条（損害賠償）

- 1 乙の責に帰すべき事由により、甲に損害が生じた場合は、乙は速やかに賠償します。
但し、天災、事変、その他不可抗力及び予測しかねる行動、暴動、あるいは、外出中の不慮の事故や居室内での自己責任における事故により甲が受けた損害、災難については、乙は一切の損害賠償責任を負いません。
- 2 前項の場合において、当該事故発生につき、甲に過失がある場合は、乙は損害賠償の額を減額することが出来るものとします。

第22条（身元引受人）

- 1 乙は甲に対し、身元引受人を求めます。但し、甲に身元引受人を立てる事の出来ない相当の理由が認められる場合は、成年後見制度により、後見人を立てるものとします。
- 2 身元引受人は、甲の入居契約上の義務及び債務を、連帯して保証する責任があります。
- 3 身元引受人は次の責任を負います。
 - （1）甲の利用料及びその他の費用において、乙への支払いが滞っている場合は、速やかにその金額を負担する事。
 - （2）甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力する事。
 - （3）契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に合った適切な受入先の確保に努める事。
 - （4）甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受け、その他必要な措置をとる事。
 - （5）甲の重大な過失については、本契約第20条第1項（3）及び第21条第2項に基づき、その責任を負う事。
 - （6）可能な限り、運営懇談会への参加を行う事。
- 4 甲の身元引受人に対し、前項の責任を負う事が出来ないと乙が判断した場合は、身元引受人の変更を求めます。
- 5 身元引受人が変更する場合は、必ず乙へ報告し、新たな身元引受人と契約を結びます。
- 6 以下の条件の方は、身元引受人に立つ事は出来ないものとします。
 - （1）成年被後見人
 - （2）破産者
 - （3）高齢の方（乙により判断致します）

第23条（運営懇談会）

- 1 甲及び身元引受人のご意見・要望を管理運営に反映させ、業務を円滑に行う為、「百楽仙運営懇談会」を開催します。
 - （1）運営懇談会メンバー
乙を代表する役職員（施設長、介護支援専門員等）、甲及び身元引受人、並びに第三者（民生委員等）により構成されるものとします。

(2) 懇談会の開催

原則として年 1 回の懇談会を開催するものとします。但し、乙と甲の双方が必要と認めた場合、臨時懇談会を開催し、懇談会の進行は乙側で行うこととします。

(3) 議題

- (ア) 乙の運営に係る事項。
- (イ) 乙の規定費用及び規定外費用の改定に係る事項。
- (ウ) 乙の管理運営規定等の諸規定の改定に係る事項。
- (エ) 甲及び身元引受人からの苦情の対応解決に係る事項。
- (オ) その他必要と認めた事項。

(4) 議事録と開示

懇談会の議事録については、開催の都度その記録を作成して、館内に閲覧するとともに、甲及び身元引受人に配布します。

第 24 条（職員の衛生管理）

乙は、職員の心身の健康管理に留意し、入職時及び年 1 回、又、夜勤を行う職員は年 2 回の健康診断を行います。又、就業中の衛生管理についても十分な管理を行います。

第 25 条（施設の衛生管理）

- 1 指定介護予防特定施設入居者生活介護及び特定施設入居者生活介護を提供する施設、設備及び備品、又は飲用に供する水について、乙は衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとします。
- 2 乙は、食中毒及び感染症が発生し、蔓延しないように必要な処置を講ずるものとし、また、これらを防止する措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとします。

第 26 条（入居における留意事項）

- 1 甲は、乙が定める次の各号について遵守するものとします。
 - (1) 要支援 1 又は 2 及び要介護 1～要介護 5 の要介護認定を受けられた方のみ、入居が可能です。
 - (2) 当施設内での喫煙は、乙が定めた所定の場所以外では吸うことは出来ません。
 - (3) 甲の煙草の管理（保管）は、基本的に乙が行います。
 - (4) 甲は、施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用するものとし、これに反した利用により破損が生じた場合は、弁償して頂く場合があります。
 - (5) 甲は、暴力行為、騒音等、他の入居者の迷惑になる行為は行ってはいけません。また、むやみに他の入居者の居室等への立ち入りも行ってはいけません。
 - (6) 甲は、施設内にて、他の入居者に対する執拗な宗教活動は行ってはいけません。
 - (7) 甲による、施設内でのペットの飼育は行ってはいけません。
 - (8) 甲による単独の外出は認めておりません。但し、甲の身体状況を十分に考慮した上で、甲及び身元引受人の同意に基づき、甲単独の外出を許可する場合があります。この場合、外出中の事故、その他のトラブルについて、乙は一切の責任を負いません。
- 2 甲が、前項の事項に反する場合、乙は、この契約を解除出来るものとします。

第 27 条（情報公開）

乙は、実施する事業内容について、厚生労働省が定める「指定居宅サービス等の事業人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 11 年厚生省令第 96 号）に基づき、当施設玄関ホールに重要事項説明書を掲示します。

第28条（合意管轄）

甲、乙及び身元引受人は、本契約に起因する紛争に関して、訴訟の必要が生じたときは、鳥栖簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

【以下、余白】

個人情報保護に対する基本方針

1、基本方針

介護付有料老人ホーム百楽仙では、取扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2、個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的にしたがって、適切に個人情報の収集、利用、第三者への提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、第三者への提供にあたっては本人又は家族の同意を得るようにします。なお、以下の場合についてはこの限りではありません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・個人を識別あるいは特定できない状態に情報を加工した場合
 - ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・公衆衛生の向上において必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置を講じて適切な管理を行います。

3、安全確保の実践

- (1) 当施設は、個人情報保護の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行うと共に、全職員と在職中及び退職後にかかる秘密保持契約書を締結します。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4、個人情報保護に関する苦情・お問い合わせ窓口

当施設では、保有する個人情報の取扱に関する苦情及びご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について窓口を設置しております。

苦情・お問合せ窓口：施設管理者

利用時間：月曜日～金曜日（土日祝除く） 9：00～17：00

【以下、余白】

個人情報の利用目的

1、施設内での利用

- ・利用者に提供する介護サービス
- ・入退所等の管理 ・介護事故、緊急時等の報告
- ・介護サービス費及び施設利用料請求業務
- ・利用者の介護保険に係る各種申請の援助
- ・当施設におけるサービス担当会議
- ・当施設内において行われる介護実習への協力

2、第三者への情報提供

- ・他の事業者及び関係医療機関などとの連携、照会への回答
※利用者に医療（入院や検査等を含む）が必要な場合、及び当施設で実施しえない専門的な健康管理を委託する場合などを含む
- ・その他の業務委託
- ・家族などへの心身状況説明
- ・広報誌

3、介護保険事務等

- ・利用料支払い機関（又は審査支払い機関）への請求書（又はレセプト）の提出
- ・利用料支払い機関（又は審査支払い機関）及び保険者からの照会への回答
- ・保険事務一般
- ・介護保険報酬に係る行政機関への各種届出、報告
- ・損害賠償保険等に係る保険会社などへの相談又は届出など

4、上記以外の利用目的（管理運営業務のうち）

- ・会計・経理
- ・介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・施設において行われる事例研究等
- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ・行政機関が実施する各種調査、指導時の資料提出
- ・施設または運営会社からの各種お便り等の送付

※上記について特にお申し出がないものについては、同意されたものとして取扱わせて頂きます。
この取扱いに関しては随時撤回、変更をすることが可能です。
但し個別の内容に同意頂けない場合、その内容に係るサービスの一部あるいは一体的なサービスが受けられない場合があります。

【以下、余白】

個人情報に関する同意書

利用者（ ）及び利用者の身元引受人（ ）は事業所（九州メディカル・サービス株式会社 介護付有料老人ホーム百楽仙）が、その業務上知りえた利用者ならびに利用者の家族の個人情報を、別紙「個人情報保護に対する基本方針」「個人情報の利用目的」に従い、サービス担当者会議の開催又は関係サービス事業所との連携等、またその他正当な理由がある場合について、この情報を用いること、適切な第三者へ提供すること及び必要な情報を収集することに同意します。

また、個別の内容に同意しない場合、その内容に係るサービスの一部あるいは一体的なサービスが受けられない場合があることを予め了承します。

当事業所では個人情報の利用に関し、下記の項目について確認をお願い致しております。

- | | | |
|--------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 1. 居室前におけるネームプレート（名札）の掲示 | ☐ 同意する | ☐ 同意しない |
| 2. 電話の取次ぎ | ☐ 同意する | ☐ 同意しない |
| 3. 訪問者（ご面会等）の取次ぎ | ☐ 同意する | ☐ 同意しない |
| 4. 顔写真の撮影及び館内掲示 | ☐ 同意する | ☐ 同意しない |
| 5. ホームページやブログ及びSNS等への掲載 | ☐ 同意する | ☐ 同意しない |
| 6. パンフレット等への掲載 | ☐ 同意する | ☐ 同意しない |

【備考欄】

重度化した場合における対応及び看取りに関する指針

九州メディカル・サービス株式会社
介護付有料老人ホーム百楽仙

介護付有料老人ホーム百楽仙は、ご入居者の心身機能が低下（重度化）された場合でも、ご入居者らしく当施設で暮らし続けられるよう、医療関係者、ご家族等と協力して対応します。

1. 重度化された場合の基本方針

- ① ご入居者の主治医の説明を踏まえ、ご入居者のご意向を確認し、ケアマネジャー、看護職員、介護職員等の多職種が連携し、ケアプラン（特定施設サービス計画書）を作成し、ご入居者らしい暮らしを支えます。
- ② なお、施設において、体制やご入居者の心身の状態によっては、対応が難しい場合があります。その場合には、主治医の指示等に基づき、入院等の支援を行います。

2. 医療機関等との連携体制

- ① 主治医からの病状と今後の治療方針の説明を踏まえ、ご入居者のご意向に沿った支援を行います。
- ② 当施設は、医療機関ではありませんので、入院を必要とする場合には、主治医の指示等に基づき、入院等の支援を行います。
- ③ 当施設で行える医療処置は限られていますが、医療処置を行う場合には、主治医の指示に従います。
- ④ 医療費、薬代は、ご入居者の自己負担（健康保険を適用する場合は、その自己負担分）です。また、入院となった場合の費用も、ご入居者の自己負担となります。

3. 夜間・緊急時の対応

- ① 夜間・緊急時は、介護職員は、管理者・看護職員との連携・連絡により対応します。
- ② ご入居者の状態急変時の対応については、主治医の指示を仰ぎつつ、「人命尊重」の原則に従い、救急要請をします。その時点でご家族等にご連絡し、直接救急隊あるいは搬送先の病院医師と、ご意向についての確認をしていただきます。
- ③ ご家族等への連絡がつかなかった場合、ご家族等からの指示をいただかないうちに、救急措置、緊急入院、手術などの医療処置におよぶ場合があります。医療処置についてのご意向は、施設職員が代行でお答えすることはできません。
- ④ 「5. 人生の最終段階における医療・ケアに向けた対応について」に基づき話し合いを行い、合意に至っている内容があれば、当施設はそれに従って対応します。

4. 入院期間など施設不在時の利用料

- ① 会社所定の用紙において申請することにより、入院期間などの施設不在時は、契約書類に記載する利用料の一部割引を行います。
- ② 介護保険給付費は、入院期間などの施設不在時は請求しません。

5. 人生の最終段階における医療・ケアに向けた対応について

- ① 当施設では、ご入居者の人生の最終段階における医療・ケアについて、入居時点から継続して、ご入居者本人の意思決定を基本とし、ご家族等と主治医も含めた話し合いの場を持ちます。
- ② ご入居者に看取り介護を提供する場合、当施設は、ご家族等をはじめ、ご入居者が住み慣れた施設の馴染みの職員や他のご入居者の中で、ご自分らしい生活ができるよう支援します。
- ③ 人生の最終段階にたどる経過は、病状や心身の状態によって異なります。ご入居者に看取り

介護を提供する期間において、当施設は、主治医との連携により随時ご入居者及びご家族等にご説明し、ご入居者の意思を尊重しながら、主治医との連携及びご家族等によるご協力のもと支援します。

- ④ いつ最期を迎えられるかは、主治医、当施設にも予測できませんが、ご入居者の人生の最終段階において揺れ動くご家族等のお気持ちにも寄り添って、主治医とともに、ご入居者の病状や心身の状態をご説明してまいります。

6. ご家族等との信頼、協力関係

- ① 施設での重度化、看取りの対応を行っていくためには、ご家族等との信頼と協力が欠かせません。ご家族等と一緒に、ご入居者を支援してまいります。
- ② 24 時間 365 日、いつでもご家族等とご連絡が取れますように、連絡先に関しましては、複数ご登録ください。

【以下、余白】

「重度化した場合における対応および看取り介護の指針」についての同意書

利用者（_____）及びその家族は、介護付有料老人ホーム百楽仙の「重度化した場合における対応および看取り介護の指針」について事業所の担当者より十分な説明を受けて、指針が私どもの意向に沿ったものであることを確認しましたので、当該指針について同意します。

なお、この指針は、介護報酬における夜間看護体制加算の「重度化した場合における対応に係る指針」及び看取り介護加算の「看取りに関する指針」に該当することを確認しました。

【以下、余白】

令和 年 月 日

・重要事項説明書・利用契約書・「個人情報に関する基本方針」、「個人情報の利用目的」及び同意書・「重度化した場合における対応および看取り介護の指針」、及び同意書について、事業所より確かに説明を受け、納得した上で同意・契約致します。

◎ 甲（利用者）

住 所

氏 名

㊞

◎ 1. ☐ 署名代行者兼身元引受人

2. ☐ 署名代行者

※署名を代行される場合は左記のいずれかにチェックして下さい。1にチェックがある場合は、下記身元引受人欄への記入を省略することができます。

住 所

氏 名

㊞

利用者との関係

電話番号

◎ 身元引受人

住 所

☐ 署名代行者と同一のため記入省略

氏 名

㊞

利用者との関係

電話番号

☐ 身元引受人である私は、利用契約書第22条、及びその他利用契約書各条項に係る身元引受人の責任について理解しました。

◎乙（事業者）

住 所

会 社 名

代表者名

〒841-0061 佐賀県鳥栖市轟木町 1580

九州メディカル・サービス株式会社

代表取締役 今村 洋子 ㊞

◎事業所

住 所

会 社 名

説明者

〒841-0056 佐賀県鳥栖市蔵上 4-292

介護付有料老人ホーム百楽仙